

「リフォームあんしん保証」サービス規約

1. 工事期間中の保証

	保証内容
工 事 期 間 中 の 保 証	<p>請負契約書に記載された工事現場において、工事期間^{※1}中に不測かつ突発的な事故^{※2}によって、工事の対象^{※3}に生じた損害^{※4}に対して、保証します。</p> <p>※1 工事期間は工事現場において輸送用具から工事の対象の荷卸作業を開始した時をもって始まり、工事の対象の引渡しの時(引渡し前に工事の対象が操業を開始した場合はその時)に終わります。</p> <p>※2 不測かつ突発的な事故とは、対象物の破損、火災・破裂・爆発、作業ミス、落雷、ショート・アーク・スパーク、第三者の悪意などをいいます。</p> <p>※3 工事の対象は、工事現場における次のいずれかに該当するものとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の対象物およびその材料 ・工事前仮設物(仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備等) ・工事前仮設建物(現場事務所、宿舎、倉庫等)およびこれらに収容の什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具、非常用具をいいます。ただし私物を除きます) <p>次に掲げるものは、工事の対象に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据付機械設備等の工事前仮設備および工事前機械器具・工具ならびにこれらの部品 ・航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両 ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物 ・触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物 ・原料または燃料その他これらに類する物 <p>※4 損害の額は復旧費から残存物価額を差し引いた金額とします。</p> <p>復旧費とは損害の生じた工事の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用および修理に必要な点検または検査の費用をいいます。</p> <p>残存物価額とは損害が生じた工事の対象の残存物の、その損害が生じた地および時における価額をいいます。</p>
	保証対象外
	<p>次のいずれかに該当する事由により生じた損害に対しても、保証しません。</p> <p>①労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p>④前記以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑤在高の調査によって発見された紛失または不足の損害</p> <p>⑥工事の対象が工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその部分に生じた損害</p> <p>⑦工事の対象の性質またはその自然の消耗(さび、スケール等を含みます)もしくは劣化</p> <p>⑧工事の対象の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用の損害</p> <p>⑨施工業者が工事の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害。また施工業者が廃業、倒産した場合</p> <p>⑩請負契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故による損害</p> <p>⑪コンピュータ機器またはソフトウェアの日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理によって生じた損害</p> <p>⑫損害発生後 30 日以内に知ることができなかった盗難の損害</p> <p>⑬風、雨、雪、雹、^{ひょう}、^{じん}砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入による損害</p> <p>また、以下の費用は保証しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮修理費 ・模様替えまたは改良による増加費用 ・損傷復旧方法の研究費用 ・復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用 <p style="text-align: right;">など</p>

2. 引き渡し後の保証

引 き 渡 し 後 の 保 証	保証内容
	<p>(1) 引渡後1年間のメンテナンス期間中については、次のいずれかに該当する不測かつ突発的な事故によって引渡し(引渡し前に工事の対象が操業を開始した場合は、それを引渡しとみなします。以下同様とします。)の完了した工事の対象(以下「工事の対象」といいます。)について生じた損害に対して、この条文に従い、保証します。</p> <p>① 施工業者が請負契約書記載の工事の請負契約書に従って行う修補作業(以下「修補作業」といいます。)中に発生した、修補作業の拙劣または過失による事故</p> <p>② 引渡しの完了した工事の対象についてその引渡し前の工事期間中に請負契約書記載の工事現場において発生した施工(試運転および負荷試験を含みます。以下同様とします。)の欠陥(以下「施工の欠陥」といいます。)による事故</p> <p>③ 工事の対象の設計、材質または工場製作の欠陥による事故</p> <p>(2) この条文における責任は「請負契約書記載の工期終了後1年間」と「工事の対象の引渡し時から1年間」のいずれか早い時に終わります。</p>
	保証対象外
	<p>(1) 「1. 工事期間中の保証」にある「保証対象外」に加え、次のいずれかに該当する損害または費用に対しては、保証しません。</p> <p>① 施工業者が、法律上または工事の請負契約上依頼主に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害</p> <p>② 日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害</p> <p>③ 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによってその部分に生じた損害</p> <p>④ メンテナンス期間終了後30日以内に通知が行われなかった損害</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。)に対しては、保証しません。</p> <p>① 火災または爆発による事故</p> <p>② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>③ 竜巻、暴風、高潮、洪水、氾はん濫、落雷、冷害、氷害、雪害(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪なだれ崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)</p> <p>(3) (1)の②の事故によって保証すべき損害が生じた場合、その損害が生じた機械、機械設備または装置(以下「機器」といいます。)およびこれらと同種、同能力の機器について、その損害の発生日以降、同一の欠陥に起因する事故によって生じた損害に対しては、保証しません。</p>
	注意事項
	事故発生時に、工事を担当した施工業者とは別の施工業者を手配する必要がある場合、免責金額 10 万円、縮小割合 80%の保証金額の上限があります。

〈2016年11月18日制定〉